



障がい福祉サービスを使いたいと思ったら

入園前に集団に慣れたい、放課後小集団で過ごしたい、家族がいない時に預けたい…

⇒そんな時は…

相談

- ・利用したいサービスについて相談しましょう
- ・相談先；こども発達支援相談室、障がい者基幹・総合相談支援センター、障がい者支援課など

利用条件の確認

- ・障がい者手帳（身体、療育、精神）を持っている
- ・特別児童扶養手当を受けている
- ・医療機関を受診し、療育を勧められている方が対象となります

事業所の決定

- ・事業所を見学します
- ・利用したい事業所に希望を伝えます
- ・利用したい事業所が決まったことを障がい者基幹・総合相談支援センター（82-5988）か、障がい者支援課（71-2083）に連絡します

相談する事業所の決定

- ・相談支援専門員を依頼します
- ・医療機関に診断書等を依頼します（必要な方）

申請・調査

- ・「障害児通所給付費支給申請書」を提出します
- ・提出先；障がい者基幹・総合相談支援センター、障がい者支援課
- ・日常生活の様子について聞き取り調査をします（自宅、市役所、保健センターなど）
- ・調査する人；障がい者支援課の認定調査員

サービス等担当者会議

- ・相談支援専門員から「サービス等利用計画書（案）」を提示してもらい、担当者が集まってサービスの内容や頻度など具体的なことを話し合います
- ・会議に参加する人；本人・保護者、相談支援専門員、事業所職員、障がい者支援課職員

利用開始・支給決定

- ・会議後、計画に基づいてサービスが提供されます
- ・利用するサービスについて「通所受給者証」が発行されます

契約

- ・「受給者証」が届いたら、サービス提供事業所に提示してください
- ・利用に応じて費用を支払います（詳細は別紙参照）
- ・サービス内容、利用者負担は毎年見直しをします

連絡先；障がい者基幹・総合相談支援センター
障がい者支援課支援給付担当

電話 0263-82-5988（8：30～17：00）
電話 0263-71-2083（8：30～17：00）